

愛媛県における今後の新型コロナウイルス感染症対策について

事業者の皆様方におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、6月1日以降の本県の対応方針につきまして、別添のとおり、知事から発出した文書に加えて、特に5月8日付けの文書でお願いした事業者の皆様の取組内容を改めて整理しましたので、下記の点に十分留意の上、事業活動を行っていただきますよう、お願いします（下線部が改正点。）。

記

① 「3つの密」の徹底回避について

- ・「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場所」のいわゆる「3つの密」の条件が重なる場を決して作らないこと。特に商店街・スーパーマーケット等においては、適切な入場制限や一方通行の誘導、行列位置の指定のほか、扉や共用部の定期的な消毒や衛生管理などを行うこと。
- ・観光施設等の集客施設に人が集中する恐れがある場合も入場者の制限を行うこと。
- ・会議や打ち合わせ等は、Web 会議システムなどを積極的に活用して、直接的な接触を可能な限り避けること。
- ・全国的かつ大規模なイベント等の開催の中止又は延期等の慎重な対応をとること。ただし、屋内は100人以内かつ収容定員50%以内、屋外は200人以内かつ間隔確保のイベント等は、感染防止策のうえで実施可能であること。

② 首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）及び北海道等への出張注意について

県職員の県外出張の取扱いは次のとおりとしており、事業者の皆様におかれても、愛媛県内における感染拡大防止の観点から、参考にとすること。

- ・県外への出張については自粛を緩和するが、不要不急の用務や、訪問することなくテレビ会議などで代替可能な用務については、中止・延期又は、訪問や参集によらない代替手段での実施を検討すること。
- ・真に必要な用務についても、感染拡大回避行動を心がけ、特に首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）及び北海道等はもとより、感染拡大地域への出張の場合には、用務上、必要のない行動（夜の街への外出、不特定多数が訪れる場所や混雑する店舗といった感染の危険性が高い場所への立入等）は厳に慎むとともに、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動

管理を行うこと。

- ・帰県後の自宅待機は原則不要であるが、感染拡大地域等からの帰県後2週間は、不特定多数との接触を控える、密閉した場所での会議等に出席しない、至近距離での会話をしないなど、万が一に備えた感染拡大予防対策を特に徹底するとともに、少しでも体調に異変を感じた場合には、直ちに適切な対応が取れるよう、事業所内の連絡体制を整えることとする。

③ テレワーク、時差出勤、在宅勤務の促進等について

- ・出社する従業員の削減が感染リスクの低下にもつながることから、実施可能な事業所から在宅勤務やテレワーク、時差出勤等を積極的に導入いただくとともに、自転車での通勤も活用すること。
- ・特に妊娠中の女性や高齢者等と同居している社員には、細心の注意を払うこと。

④ 各業種の全国組織等から示される感染拡大を予防するガイドライン等の実践について

- ・現在又は今後、各業種の全国組織等から示される感染拡大予防ガイドラインをご確認いただき、徹底して取り組むこと。
- ・令和2年5月4日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室発出の「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」において示されている「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)を添付するので、参考にする。
- ・令和2年5月4日付け新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において示された、「各業種に共通する留意点」をまとめたので、参考にする。

※ 県内観光の振興等について

- ・各事業者の皆様のこれまでの自主的な感染拡大防止の取組みに感謝申し上げます。県としては、5月11日以降、県民の皆様のご県内移動については、緩和し、飲食店をはじめ劇場や映画館などは、感染防止に気を付けながらの利用を呼び掛けてきました。
- ・さらに、6月1日以降は、県内観光の振興も図って参りたいと考えていますので、各事業者におかれても、感染拡大防止の工夫を行いながら事業活動を行ってください。

※ ガイドライン活動推進補助金等について

- ・県では、業界団体による業種別ガイドラインの周知や、業界を挙げた自主的な活動を支援するため、新たに「ガイドライン活動推進補助金」を創設するとともに、各業界団体が、ガイドラインを実践するに当たってのサポートを行うため、えひめ産業振興財団に支援員を設置することとしているので、ご活用いただきたい(補助金は、県内の業界団体を補助対象としており、個別の企業を対象としたものではありませんので、ご留意願います。)

※ 「愛顔を守ろう！」えひめ版協力金パッケージについて

既に周知しているえひめ版協力金パッケージについて、3密回避の取組みは、対象期間を6月18日まで延長します。また、新たなビジネス展開への協力金などについては、6月30日までを対象期間（医療関連物資等の開発は12月31日まで）としていますので、是非ご活用ください。

<新型コロナウイルス感染症対策専門家会議>

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)

感染拡大を防止しながら、事業活動等を行っていく上で必要となる対策の基本的な留意点は次のとおりです(「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)から抜粋加工。)。あわせて、各業界団体が作成する業種ごとの感染拡大予防ガイドラインをご覧いただき、適切な対応をお願いします。

(1) 基本的留意事項

- ・ 人との接触を避け、対人距離を確保(できるだけ2mを目安に)する。
- ・ 感染防止のための入場者の整理(密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む。)を行う。
- ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備を設置する。
- ・ マスクを着用する(従業員及び入場者に対する周知。)
- ・ 施設の換気(2つの窓を同時に開けるなど)を行う。
- ・ 施設の消毒を行う。

(2) 症状のある方の入場制限

- ・ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかける。
- ・ 状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限する。
- ・ 業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理する。

(3) 感染対策の例

- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・ 手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。

※ 美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う(手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。)

(4)トイレ(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ・ 便器内は、通常の清掃が良い。
- ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

(5)休憩スペース(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(6)ゴミの廃棄

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

(7)清掃・消毒

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤 を用いて清掃する。
- ・ 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒する。
- ・ 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃が良い。

【別紙4】

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

内閣府 新型コロナウイルス感染症
対策推進室作成

| | | 屋内 | | | | | | |
|-----------------|-----------------------------|--|--------------------------------------|-----------------------------------|----------------------|---------------------|-----------------------------|-----|
| 屋外 | | 映画館 公会堂 演芸場等 | 物品販売業 (スーパー等) | 博物館 美術館 図書館 | 理美容 ほか対人 サービス業 | 学校 学習塾 | 公共交通 | 飲食店 |
| 密接 | ロッカー、シャワールーム等 屋内共用施設使用制限 | 入場人数の制限・ 滞在時間の制限 | | 滞在時間の 制限 | 小人数で 滞在時間の 制限 | 乗車人数 制限・ 時差通勤 | 入場人数の 制限・滞在 時間の制限 | |
| 密集 | 接触 スポーツの 制限 | 四方を 空けた 席配置 | レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等) | 四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫 | 四方を 空けた 席配置 | 座席間隔 に留意 | 座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける | |
| 密閉 | — | 頻繁な換気（窓開け、扇風機） マスク着用 | | | | | | |
| 衛生 対策 その他 | — | 対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける | | | | | | |
| | スポーツ後 の飲み会等 は控える | — | 入場時手指衛生 | 入場時手指衛生 | こまめな 手洗い | — | 入場時 手指衛生 | |
| | — | 共用物品・設備の消毒（ディスプレイの利用も）、キャッシュレス (滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック 従業員の手衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散 | | | | | | |

新型コロナウイルス感染第二波対処支援事業 ガイドライン活動推進補助金

各業界で策定されたガイドラインを実践する県内事業者の事業活動を推進するため、県内事業者団体による事業者へのガイドラインの徹底を図るための普及啓発活動等に対して、補助金を交付します。

【対象者】

全国団体が策定した業種別ガイドラインを県内事業者へ普及・徹底させる活動を行う事業者団体

- ・県内に事務局または事業所を有していること。
- ・全国団体を持たない地場産業団体については、日本経済団体連合会等が策定したガイドラインに準拠した自主的な取組みを行う場合に補助対象とする。

【対象経費】

各事業者団体が、会員事業者等に対して、業種別ガイドラインの徹底を図るための普及啓発活動等に要する事業経費

- ・ガイドラインの周知・徹底に関する経費
- ・事業者がガイドラインに沿った取組みをホームページや広報誌等で自主的に宣言するための経費
- ・啓発・指導用資材(のぼり、ステッカー、手袋等)製作費、普及セミナー講師謝金等

【補助額】 50万円/1団体を上限

【補助率】 2/3

【補助対象期間】

令和2年5月14日(木) ※～7月31日(金)

※ただし、県から休業要請を受けた業種は当該日以前の自主的な取組みも対象

【申請方法】 郵送のみ

受付期間：令和2年6月1日(月)～令和2年6月30日(火)

※当日消印有効

【申請受付・問合せ先】

〒790-8570 松山市一番町4-4-2

愛媛県 経済労働部 産業雇用局 産業政策課

電話：089-912-2465 FAX：089-912-2259

Mail：sangyoseisaku@pref.ehime.lg.jp

「愛顔を守ろう！」えひめ版協力金パッケージの一覧〔令和2年5月29日時点〕

| | 協力金メニュー | 対象者 | 支給額 | 対象期間 | 受付期間 |
|------------------------------|---|---|------------------------------|-------------------|-------------------|
| 感染拡大防止に率先して取り組む事業者への支援 | 1 新型コロナウイルス感染症対策推進事業者協力金 | 令和2年4月13日以前に開業し、申請時点で営業の実態がある事業者で、県が「緊急事態回避行動」を呼び掛けた令和2年4月13日から5月31日の間に、3密を避ける取組みを実施し、申請時点において継続している事業者 ※対象業種：飲食店、食料品・医薬品・衛生用品を扱う小売店（全国チェーンの直営店舗、1,000㎡を超える店舗は対象外） | 5万円/事業者 | 4/13 ～ 6/18 | 5/1 ～ 6/30 |
| | 2 県外客の宿泊予約延期等協力金 | 県内で宿泊施設を運営する事業者のうち、5月1日時点で開業している事業者で5月1日から5月31日までに宿泊される予定の県外からの利用者に対し、予約の延期やキャンセルなど宿泊日変更の調整を行った事業者 | 5千円/人泊 ※上限15万円/施設 | 5/1 ～ 5/31 | 5/1 ～ 6/30 |
| | 3-1 商店街等新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（混雑回避活動） | 商店街振興組合、商工会議所又は商工会が代表者となって、商店街及びその周辺に店舗を有する10以上の事業者で構成したグループでローテーション営業を行う事業者（ただし、休業要請の対象店舗は除く。） | 10万円/グループ | 5/1 ～ 5/31 | 5/11 ～ 6/30 |
| | 3-2 商店街等新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（啓発活動） | 商店街において、商店街等新型コロナウイルス感染症の拡大防止を促進するため、同感染症を想定した「新しい生活様式」に関する啓発活動を行う商店街振興組合等 | 10万円/組合 | 5/20 ～ 6/30 | 5/20 ～ 7/10 |
| | 4 新型コロナウイルス感染症対策新ビジネス展開協力金 | 新型コロナウイルス感染症拡大による売り上げ減少に伴い、4月1日以降、新たなビジネス展開を開始した者で、申請時点において、当該事業を実施している事業者 ※全国チェーンの直営店舗は除く | 20万円/事業者 (グループ加算有) | 4/1 ～ 6/30 | 5/1 ～ 6/30 |
| | 5 愛媛県テレワーク推進協力金 | 県内の旅館・ホテルや全国チェーンの直営店舗以外のカラオケボックス等の事業者のうち、県民向けに、テレワークプランを設定・提供した事業者 | 3千円以内/室×利用 件数 +3万円/事業者 | 5/1 ～ 6/30 | 5/1 ～ 5/31 |
| 6 新型コロナウイルス感染症対策医療関連物資等開発協力金 | 新型コロナウイルスの感染拡大により供給が逼迫している医療関連物資等（医療用マスク・ガウン、消毒用製品等）を新たに試作開発する事業者 | 上限100万円/事業者 | 4/1 ～ 12/31 | 5/1 ～ 6/30 | |

愛媛県独自の持続化給付金〔令和2年5月22日時点〕

| | 給付金メニュー | 対象者 | 支給額 | 対象期間 | 受付期間 |
|---------------|------------------------|---|-----------------------|------------------|-------------------|
| 創業者支援 問合せ先 | 1 えひめ版創業者持続化緊急給付金 | 令和2年1月1日から4月13日までの間に愛媛県内で創業した法人または個人事業者 ※創業：法人登記または個人事業の開業届が要件 | 法人/50万円 個人事業者/25万円 | 1/1 ～ 6/30 | 5/22 ～ 7/31 |
| | 協力金メニュー1～5 給付金メニュー1 | 新型コロナウイルス感染症対策企業電話相談窓口（4月30日～6月30日） TEL：089-909-3842 9：00～18：00（土日・祝日含む） | | | |
| | 協力金メニュー6 | 愛媛県 経済労働部 産業政策課 スゴ技グループ 089-912-2473 | | | |